

茨城工業高等専門学校学生の通学に伴う自転車使用に関する措置要項

〔 昭和 60 年 4 月 1 日 〕
制 定

茨城工業高等専門学校学生の通学に伴う自転車に関する措置要項を次のとおり制定する。

- 1 この要項は、本校学生の通学に関する安全を確保するため、自転車を使用する学生について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 自転車を用いて通学しようとする学生は「自転車通学届」を学級担任を経て校長に提出するものとする。
- 3 届出をした学生は、学校が交付するラベルを自転車の所定の位置に貼付すること。
- 4 交通規則及び交通マナーを正しく理解し、常に安全に心掛けること。
- 5 自転車の二人乗りは禁止する。
- 6 学校が指定した場所に駐輪すること。
- 7 交通事故の当事者となつた場合は、必ず学級担任を経て副校長（学生主事）に届出なければならない。

附 則

この要項は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 11 年 1 月 11 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 13 年 11 月 1 日から実施し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

自 転 車 通 学 届

学級担任教員署名

年 月 日

茨城工業高等専門学校長
殿

学科 学年 組
氏名

下記のとおり自転車で通学しますのでお届けいたします。

記

1 通 学 期 間 年 月 日～ 年 月 日

2 通学経路略図（乗車区間朱線）

乗車距離 km 乗車時間 分

--

- (注) 1 この届は、2部提出すること。
2 氏名等欄は必ず本人が自署すること。